

健康のこと

1 保健サービス

市民のみなさんの健康づくりのため、各種健診や保健指導、栄養指導を行っています。

また、からだやこころの健康についての相談にも応じています。

詳しいことは、**区役所健康相談コーナー**（47ページ）にお問い合わせください。

子どもの健康診査

子どもの心身の発達・発育の節目に沿って、疾病等の予防や、早期発見・早期治療のために健康診査や検査を行っています。母子健康手帳に綴り込みの受診票を使ってもらえなく受診しましょう。

受診する検診など	子どもの年齢	場 所	検査料
先天性代謝異常等検査	生後5～7日	赤ちゃんが生まれた医療機関	検査は無料 採血料は有料 (生活保護世帯の人で登録医療機関で採血した場合無料です。)
4か月児健康診査	4か月児	登録医療機関	無 料
7か月児健康診査	7か月児	登録医療機関	無 料
1歳6か月児健康診査 1歳6か月児歯科健康診査 フッ化物塗布	1歳6か月児	登録医療機関 登録歯科医療機関	無 料
3歳児健康診査 (視聴覚健康診査もあります) 3歳児歯科健康診査 フッ化物塗布	3歳児	登録医療機関 登録歯科医療機関	無 料
新生児聴覚検査事業	生後27日以内	登録医療機関	検査料一部公費助成

お父さんお母さんの健康診査

お父さんお母さんの健康管理のため次の健康診査などを行っています。ぜひ受診してください。

受診する検診など	対象者	場 所	検査料
妊婦健康診査	妊 婦	登録医療機関	公費助成
産婦健康診査	産 婦	登録医療機関	公費助成
妊産婦歯科健診	妊婦及び産婦 (出産後1年以内の人)	登録歯科医療機関	無料
親子歯科健診	1歳6か月児の保護者	登録歯科医療機関	無料
特 定 健 診	40～74歳の人 (国保加入者のみ)	登録医療機関 区役所、市民センターなど	無料
基本健診	40歳以上の人 (生活保護受給世帯のみ)	登録医療機関 区役所、市民センターなど	無料
若者健診	18～39歳の人 (職場等で受診機会のない人)	登録医療機関 区役所、市民センターなど	1,000円
胃がん検診	35～39歳の人 (職場等で受診機会のない人)	区役所、市民センターなど	1,000円
	40歳以上の人 (職場等で受診機会のない人)	登録医療機関	900円 1,000円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (職場等で受診機会のない人)	登録医療機関	1,000円
乳がん検診	40歳以上の女性 (職場等で受診機会のない人)	登録医療機関 区役所、市民センターなど	1,000円
大腸がん検診	40歳以上の人 (職場等で受診機会のない人)	登録医療機関 区役所、市民センターなど	500円

受診する検診など	対象者	場 所	検査料
結核・肺がん検診	40歳以上の人 (職場等で受診機会のない人)	区役所、市民センターなど	無料 (密着検査は900円)
前立腺がん検診	50歳以上の男性 (職場等で受診機会のない人)	登録医療機関 区役所、市民センターなど	1,000円
骨粗しょう症検診	18歳以上の人 (職場等で受診機会のない人)	区役所、市民センターなど	500円
肝炎ウィルス検査	年齢にかかわらず 過去に受診したことがない人	登録医療機関 区役所、市民センターなど	無料
歯周病(歯周疾患)検診	30歳・40歳・50歳 60歳・70歳の人	登録歯科医療機関	500円 (70歳は無料)

※日程など詳しくは各区役所健康相談コーナー（47ページ）にお問い合わせください。

※市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は、自己負担はありません(妊婦健診を除く)。事前に各区役所の健康相談コーナー・保護課で無料受診券の交付を受けてください。

※歯周病(歯周疾患)検診は、市が交付する歯周病検診受診券が必要です。(受診券は誕生月の末日に発送)

2 子ども医療

北九州市では、子どもの健康の保持と健やかな育成を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています。
この助成を受けるには、申請が必要です。

子ども医療を受けられる人

北九州市に住所を有し、健康保険に加入している18歳(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子ども。

ただし、生活保護を受けている人は子ども医療を受けることができません。

医療費の助成範囲

医療費のうち、保険診療による自己負担額から下記金額を除いた分を助成します。薬局での自己負担はありません。

対 象	通 院	入院
3歳未満	無 料	無料
3歳以上小学校就学前	1医療機関あたり 600円/月まで	
小 学 生	1医療機関あたり 1,200円/月まで	
中学生以上18歳まで	1医療機関あたり 1,600円/月まで	

※次のものは助成対象になりません。

- ・入院時の食事代(標準負担額)
- ・保険診療以外の医療費等

こんなときはすぐに下記の申請・問い合わせ先へ

- 住所や氏名がかわったとき。
- 健康保険の種類又は記載事項がかわったとき。
- 生活保護を受けるようになったとき。
- 交通事故で医療証を使用するとき。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー（47ページ）へ

健康のこと

3 ひとり親家庭等医療

北九州市では母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています。

この助成を受けるには、申請が必要です。

ひとり親家庭等医療を受けられる人

北九州市に住所を有し、健康保険に加入している人で、次のいずれかに該当する人。

- 母子家庭の母と児童
- 父子家庭の父と児童
- 父母のいない児童

※児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方をいいます。
(未就学児は子ども医療を適用します。)

※生活保護を受けている人、本人又は扶養義務者の前年の所得(1～9月申請の場合は前前年所得)が一定の所得制限限度額以上の人は、ひとり親家庭等医療を受けることができません。

医療費の助成範囲

医療費のうち保険診療による自己負担額から下記金額を除いた分を助成します。薬局での自己負担はありません。

対 象	通 院	入 院
母子・父子家庭の児童 または父母のいない児童	1医療機関あたり 800円/月まで	無 料
母子家庭の母または父子家庭の父で 現に児童を扶養している人	1医療機関あたり 800円/月まで	1日500円 (月上限7日まで)

※次のものは助成対象になりません。

- ・入院時の食事代(標準負担額)等
- ・保険診療以外の医療費等

こんなときはすぐに下記の申請・問い合わせ先へ

- 住所や氏名が変わったとき。
- 健康保険の種類又は記載事項が変わったとき。
- 生活保護を受けるようになったとき。
- ひとり親家庭等でなくなったとき。
- 交通事故で医療証を使用するとき。
- 医療証の更新申請書が届いたとき(年1回)。
- 扶養義務者が変わったとき

4 障害者自立支援医療(育成医療)

肢体不自由、視覚、聴覚、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓、腎臓、小腸、免疫機能又はその他の内臓の機能障害をもつ児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待でき、保護者の収入が一定額未満の場合、指定医療機関における必要な医療給付を行います。ただし、世帯の収入に応じて一部費用負担があります。

5 小児慢性特定疾病医療

18歳未満の児童(18歳未満までにこの事業の対象となっており、18歳以後も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで)が、小児慢性特定疾患群の治療を指定医療機関で受けたとき、被保険者の負担した額を助成します。ただし、一部自己負担額が生じることがあります。また、治療や学校等への連絡、急変時の対応に役立てるため、小児慢性特定疾病児童手帳を交付しています。また、在宅での日常生活に著しく支障がある児童に対し、車イスや特殊ベッド等の日常生活用具を給付します。ただし、世帯の収入に応じて一部費用負担があります。

◆申請・問い合わせ先◆

3 4 5

あなたの住所地の区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)へ

6 重度障害者医療

北九州市では、重度障害者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成しています。

この助成を受けるには、申請が必要です。

重度障害者医療を受けられる人

北九州市に住所を有し、健康保険に加入している人で、次のいずれかの交付を受けている人。

- 身体障害者手帳(1級又は2級)
- 療育手帳(A判定)
- 精神障害者保健福祉手帳(1級)

ただし、生活保護を受けている人、65歳以上の人で後期高齢者医療に加入していない人、前年の所得(1～9月申請の場合は前前年所得)が一定の所得制限限度額以上の人は、重度障害者医療を受けることはできません。

医療費の助成範囲

医療費のうち、保険診療による自己負担額を助成します。

※次のものは助成対象になりません。

- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人の精神病床への入院医療費
※ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までは助成対象のため無料
- ・入院時の食事代(標準負担額)等
- ・保険診療以外の医療費等

こんなときはすぐに下記の申請・問い合わせ先へ

- 住所や氏名が変わったとき。
- 健康保険の種類又は記載事項が変わったとき。
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の記載事項が変わったとき。
- 生活保護を受けるようになったとき。
- 交通事故で医療証を使用するとき。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所高齢者・障害者相談コーナー(47ページ)へ

健康のこと

7 救急医療

いざというときのために／北九州市の救急医療について

●夜間・休日に「急病」「けが」をしたときは…

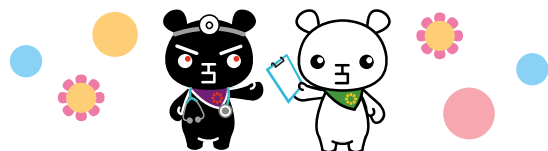
1. ますかかりつけ医に相談してください。
2. かかりつけ医が不在のときは、下記の **電話相談窓口** に電話してください。

福岡県小児救急医療電話相談	#8000 もしくは092-731-4119
平日 19時から翌朝7時まで 土曜 12時から翌朝7時まで 日祝 7時から翌朝7時まで	
福岡県救急医療電話相談	#7119 もしくは092-471-0099
24時間・年中無休	
テレフォンセンター (夜間・休日急患センター内)	TEL 093-522-9999
24時間・年中無休	

子どもが休日・夜間に病気やけがをしたときは…

診療日・診療時間については変更する場合がありますので、詳しくは上記の **テレフォンセンター** にお問い合わせください。

医療機関名	住 所	診 療 時 間	連絡先(☎)
夜間・休日急患センター 【総合保健福祉センター1階】	小倉北区馬借一丁目7-1	月～土 19:30～23:30 日曜・祝日 9:00～23:30 (※受付は診療終了時間の30分前までです。)	522-9999
門司休日急患診療所	門司区羽山一丁目1-24	日曜・祝日 9:00～17:00 (※受付は診療終了時間の30分前までです。)	381-9699
若松休日急患診療所	若松区藤ノ木二丁目1-29	日曜・祝日 9:00～17:00 (※受付は診療終了時間の30分前までです。)	771-9989



子どもが休日・夜間に病気やけがをしたときは…

医療機関名	住 所	診 療 時 間	連絡先(☎)
小児救急・小児総合医療センター 【市立八幡病院内】	八幡東区尾倉二丁目6-2	24時間365日	662-1759
国立病院機構小倉医療センター	小倉南区春ヶ丘10-1	24時間365日 ※受診前に電話連絡が必要です	921-8881
北九州総合病院	小倉北区東城野町1-1	月～金 17:00～翌7:00 土曜 13:00～翌7:00 日曜・祝日 9:00～翌7:00 ※重症の場合は24時間365日	921-0560
地域医療機能推進機構九州病院	八幡西区岸の浦一丁目8-1	24時間365日 ※受診前に電話連絡が必要です	641-5111

夜間・休日に病気やけがをしたときは…

救急医療機関	診療科目	診療時間	電話番号
夜間・休日急患センター 小倉北区馬借一丁目7-1 総合保健福祉センター1階	内 科 小児科 外 科 整形外科 眼科(※)	【月～土】 午後7時30分～午後11時30分 【日曜・祝日】 午前9時～午後11時30分 ※眼科は他医療機関紹介の場合あり。 受診前にお問い合わせを。	522-9999
	耳 鼻 咽喉科	【土曜】 午後7時30分～午後11時30分 【日曜・祝日】 午前9時～午後11時30分	
	歯 科	【日曜・祝日】 午前9時～午後5時 (各科とも、受け付けは診療終了時間の30分前まで)	
第2夜間・休日急患センター 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ地下1階	内 科 外 科 整形外科	【月～土】 午後7時30分～午後11時30分 【日曜・祝日】 午前9時～午後11時30分 (受け付けは診療終了時間の30分前まで)	641-3119
休日急患診療所	門司:門司区羽山一丁目1-24	【日曜・祝日】 午前9時～午後5時 (受け付けは診療終了時間の30分前まで)	381-9699
	若松:若松区藤ノ木二丁目1-29		771-9989

生活福祉資金

生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を確保するため、資金の貸付と必要な相談支援を行う制度です。

貸付金の種類

貸付金の種類、限度額などは下の表のとおりです。なお、母子・父子家庭及び寡婦の人は母子・父子・寡婦福祉資金(14ページ)をご利用ください。

相談受付

貸付にあたっての条件、審査等については、北九州市社会福祉協議会へ。

申請の受付時期

随時受付をしています。

保証人

貸付を受ける方は、連帯保証人が原則として1人必要ですが、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

◆問い合わせ先◆

北九州市社会福祉協議会 自立支援課 生活福祉資金相談コーナー

☎882-4405

相談受付時間 9:00～12:00 13:00～16:30
(土・日・祝日・年末年始を除く)

I 生活福祉資金貸付条件等一覧

資金の種類	限度額	年率(年)
1 総合支援資金 *失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行	生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と うことにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金	
生活支援費 *最長1年間の生活費	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ●貸付期間 原則3ヶ月(最長12ヶ月)	保証人あり/無利子
住宅入居費 *敷金、礼金等	40万円以内	保証人なし/1.5%
一時生活再建費 *生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用に対応	60万円以内	
2 福祉資金 *低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象とれる者に対して貸し付ける。	して、独立自活に必要な資金を他から受けることが困難であると認めら	
福祉費 *日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	*資金の用途に応じて限度額を設定	保証人あり/無利子 保証人なし/1.5%
緊急小口資金 *緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	無利子(連帯保証人不要)
3 教育支援資金 *低所得世帯に属する者が、学校教育法に規定す	る高等学校等に就学するのに必要な経費	
教育支援費 *就学するのに必要な授業料等	高校 月3.5万円以内 短大・高専 月6万円以内 大学 月6.5万円以内 *特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能	無利子
就学支度費 *就学するのに必要な入学金、教科書購入費用等	50万円以内	
4 不動産担保型生活資金 *低所得者の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける	土地評価額の70%程度 月30万円以内	3%、又は長期プライムレート のいずれか低い利率

II 臨時特例つなぎ資金

資金の種類	限度額	年率(年)
臨時特例つなぎ資金 *住居のない離職者であって、離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等開始するまでの生活に困窮していること	10万円以内	無利子

※上記の他にも貸付要件や必要書類があります。 ※返済を延滞した場合には、

年3.0%の延滞利子が発生します。